

部局名 企業庁

## 監査の結果

(三重ごみ固形燃料発電所)

品質管理体制

平成14年12月の異常発熱の際に、専門家の意見を聞くなど、事故原因の徹底した究明までは、取り組んでいなかった。

## 講じた措置

## 平成15年度

## 1 実施した取組内容

- (1) 平成14年12月の発熱事故の対応において、RDFが発熱することが分かりましたが、爆発に至るような事故が発生するという認識はありませんでした。
- (2) 現時点で考えますと、より慎重な対応が必要であったと考えます。今回の事故に関し、県が設置したごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会や各省庁が設置した検討会やワーキンググループの報告書に基づき、事故予防と緊急時対応の仕組を体系化した危機管理マニュアルを整備しましたので、的確に運用していきます。
- (3) 県が策定した安全対策については、学識経験者に指導・審査を行っていただきました。また、国等の関係機関に十分協議し、助言・指導をいただいています。
- (4) 三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議を設置し、情報提供を通して、地域と一体となった安全・安心を確認できる体制を整備しました。(会議の構成員として、学識経験者や地域の代表者などを選任しました。)
- (5) 施設改修の状況を公開するなど、積極的な情報公開に努めました。

## 平成16年度以降(取組予定等)

- 1 危機管理マニュアルが想定どおりに機能するかを継続して確認してまいります。
- 2 施設を公開するなど、積極的な情報公開を行います。
- 3 三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議などで運転状況等の情報提供に努めます。

部局名 企業庁

監査の結果

(三重ごみ固形燃料発電所)

品質管理体制

RDFの受入にあたっては、搬入団体と調整してRDFの受け入れ基準を定め、検査マニュアル等を作成してチェックを行うなど、品質管理を徹底する必要があった。

講じた措置

平成15年度

1 実施した取組内容

「ごみ固形燃料の品質管理に関する規程」により、性状や保管方法等の適正な受入れ管理基準について定め、不適合時には受入拒否をします。この規程により、県側に品質管理の責任者を配置し、RDFの品質責任体制を充実していきます。

平成16年度以降(取組予定等)

「ごみ固形燃料の品質管理に関する規程」に基づき、搬入されるRDFの品質を管理します。

部局名 企業庁

## 監査の結果

(三重ごみ固形燃料発電所)

## 協議内容の書面化

「富士電機(株)は、・・・発電所の引き渡しが平成14年12月1日以降になった場合、企業庁、富士電機(株)が協議して必要と認める業務については、・・・施設運転開始日前においても当該業務を行うものとする。」とする管理運営業務委託契約第3条第1項ただし書きの規定に基づき、企業庁と富士電機(株)とが協議を行って実施していたが、その協議内容を文書により明確にしていなかった。

## 講じた措置

## 平成15年度

## 1 実施した取組内容

- (1) 企業庁と富士電機システムズ(株)とが行う協議内容は、文書により明確にします。
- (2) 平成16年3月26日に施設の引渡しを受けました。

## 平成16年度以降(取組予定等)

企業庁と富士電機システムズ(株)とが行う協議内容は、文書により明確にします。

部局名 企業庁

監査の結果

(三重ごみ固形燃料発電所)

業務分担

これまでに経験のないRDFの焼却・発電事業が、管理運営状態と試運転状態が併存し、業務内容及びその責任が不明確な中で行われていた。

講じた措置

平成15年度

1 実施した取組内容

- (1) 企業庁は、企業庁長の命を受けて臨機に対応が出来る責任と権限を有する「RDF発電特命担当監」を配置し、独立した事業所として組織体制の強化を行うとともに、ごみ行政の担当職員を配置しました。  
富士電機システムズ㈱に対しても安全管理体制の強化を求め、RDF取扱責任者をはじめ、必要な人員の増強を図りました。
- (2) 危機管理マニュアルにより、企業庁と受託者の業務内容を明確にしました。  
今後は企業庁、富士電機システムズ㈱ともども万全の体制で、発電所の運営を行っていきます。
- (3) 平成16年3月26日に企業庁が施設の引渡しを受けました。

平成16年度以降(取組予定等)

企業庁、富士電機システムズ㈱ともども、強化した組織体制のもとで、発電所の責任ある運営を行っていきます。

部局名 企業庁

監査の結果

(三重ごみ固形燃料発電所)

## 監督業務

企業庁は、管理運營業務委託を監督するために監督員を選任していたが、その業務内容を、管理運營業務委託契約に明記していないなど、具体的に明確にしていなかった。

講じた措置（実施した具体的内容を 15 年度、16 年度以降別に記載）

平成 15 年度

## 1 実施した取組内容

危機管理マニュアルの個別規程により、企業庁と受託者の業務内容を明確にしました。

平成 16 年度以降（取組予定等）

企業庁、富士電機システムズ(株)ともども、明確になった業務分担により、発電所の責任ある運営を行っていきます。

部局名 企業庁

監査の結果

(三重ごみ固形燃料発電所)

RDF焼却・発電事業の危機管理

企業庁は、事故に備えた緊急連絡体制、組織体制などを定めた危機管理マニュアルなどを策定しておく必要があった。

講じた措置（実施した具体的内容を15年度、16年度以降別に記載）

平成15年度

1 実施した取組内容

既存の規程を含め、事故予防と緊急時の対応の仕組を体系的にした危機管理マニュアルを整備しており、桑名消防本部など関係機関との連携も十分図っていきます。

平成16年度以降（取組予定等）

整備した危機管理マニュアルに基づき、業務を適正に遂行していきます。

部局(県民局)名 北勢県民局

監査の結果

## I 各県民局共通意見

## 1 事務事業の執行に関する意見

(県民局における総合行政の推進)

- (1) 生活創造圏づくりを推進し、地域活力の更なる向上を目指すためには、住民、関係団体、NPO、市町村等と協働するとともに、県民局各部の連携した取組みが不可欠である。

このため、県民局戦略会議などを活用し、各部が連携を深め、総合行政の円滑な推進に努めることにより、各部の事業を効率的、効果的に展開されたい。

(企画調整部)

講じた措置平成15年度

## 1 実施した取組内容

県民局戦略会議において、県民局行政に係わる基本方針や重要政策について審議を行うとともに、地域の政策課題について総合行政の視点から検討、調整を行うことにより、県民局が一体となって管内の円滑な県政の運営に取り組みました。さらに、行政経営品質などに関する事項の決定を行うことにより、県民局各部が統一した意識で組織運営や職員の意識改革などに取り組みました。

## 2 取組の成果

県民局戦略会議(16回開催)において、率先実行取組や行政経営品質向上活動、生活創造圏づくり、地域予算の検討など地域課題に対する一体的な行政推進に取り組むことができました。

平成16年度以降(取組予定等)

引き続き、県民局戦略会議などを活用し、各部の総合的、横断的な連携を進めることにより、県民局が一体となって地域課題等に取り組んでいけるよう努めていきます。

部局(県民局)名 北勢県民局

監査の結果

I 各県民局共通意見

1 事務事業の執行に関する意見

(桑名・員弁生活創造圏ビジョン)

(2) 生活創造圏ビジョンの推進については、地域の特性を活かし、住民、関係団体、NPO、市町村等と協働して取り組んでおり、事業への住民等参加者数は平成14年度62,049人と前年度に比べ倍増している。

しかし、推進体制に参画しているメンバーの固定化や、成果検証の仕組みが十分でない地域もあるので、効果的な広報活動に努め、より多くの住民等の参画を促進するとともに、実施した事業について第三者による評価等成果を検証する仕組みをつくり、事業の効果的な推進に努められたい。

(企画調整部)

講じた措置

平成15年度

1 実施した取組内容

メンバーの固定化に関しては、組織改正を行い、現実の活動に即した班体制に改正した。また、メンバーの選別を行い、組織の実行力を高め、新規メンバーの獲得する予定です。

成果の検証に関しては、14年度、県NPOチームが主催した協働振り返り会議に参加し、生活部の「NPOと行政の協働事業自己チェックシート」に基づき、意見交換し、第三者からの意見もいただきました。

広報活動は前年度に引き続き、季刊紙であるエコリーグレターを年4回約36,000枚発行し、住民回覧や小学校に配布しました。また、桑員まるごとエコパーティーと題した交流会を行い、メンバー以外の環境活動団体との繋がりを深めました。

2 取組の成果

組織改正を行ったことで、迅速な意志決定ができる事業体制が整い、事業提案者が積極的に事業を進めてくれるようになりました。

協働振り返りの結果を参考に、年度当初に活動の方針を定め、それに応じた活動を展開することになりました。

エコリーグレターの発行や交流会の実施にともない、民間支援事業の応募者が14年度に比べ倍増し、エコリーグとは関係の無かった団体からも共催の申込等がありました。

平成16年度以降(取組予定等)

15年度当初に確認した活動方針である、情報・交流・研修開発・調査を活動分野と位置付け、その中で重点分野とした情報・交流を中心にした活動計画をたてていきます。

エコパーティー等で新しく知り合えた方々との繋がりをより深めていきます。

市民発で開始された「ごみを減らすアクションキャンペーン」に協力し、この圏域がごみ減量の先進地域となるような施策を、住民と一緒に考え、圏域内に広めていきます。

部局(県民局)名 北勢県民局

**監査の結果**

## I 各県民局共通意見

## 1 事務事業の執行に関する意見

(四日市生活創造圏ビジョン)

- (2) 生活創造圏のビジョンの推進については、地域の特性を活かし、住民、関係団体、NPO、市町村等と協働して取り組んでおり、事業への住民等参加者は平成 14 年度 62,049 人と前年に比べ倍増している。

しかし、推進体制に参画しているメンバーの固定化や、成果検証の仕組みが十分でない地域もあるので、効果的な広報活動に努め、より多くの住民等の参画を促進するとともに、実施した事業について第三者による評価等成果を検証する仕組みをつくり、事業の効果的な推進に努められたい。

(企画調整部)

**講じた措置****平成 15 年度**

## 1 実施した取組内容

- (1) 推進体制に参画しているメンバーの固定化の解消を図るため、行政が実施している環境リーダー養成講座においてビジョン(34530 会)活動のPR及び事業への参加等呼びかけ、新たな参画者の掘り起こしを行いました。また、民間支援事業参加者や、エコ市民の育成を目指して体験などを交えながら学ぶ「34530 環境道場」参加者へも参画を呼びかけました。

あわせて、ホームページや県広報紙「県政だより みえ」への掲載、34530 会広報紙「34530 ニュース」の発行、地元FM局での放送などによる広報活動を行いました。

- (2) 成果検証については、その仕組みづくりまでには至っていませんが、三重環境県民会議主催のエコリンピックに応募して委員の審査を受けるなど、外部の評価を受ける機会を設けました。

## 2 取組の成果

環境リーダー養成講座の受講者が、34530 会の事業へ参加するようになりました。

**平成 16 年度以降(取組予定等)**

- 1 平成 16 年度に向けては、会員に対して実施した活動アンケートなどにより、会員が主体的に取り組んでいける事業を実施するとともに、より多くの住民等が参画できるような事業内容を検討していきます。また、新たな参画者の獲得のため、「34530 環境道場」での事業企画案の公募などを行います。

- 2 34530 会主催の事業で実施している参加者に対するアンケート等へ寄せられた外部の方の意見をできるだけ反映した事業を実施していきます。